

## 福岡県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（概要）

### 1 改正の趣旨

行政手続の簡素化を図るため、押印を義務付けている手続について見直す必要があることから、福岡県行政手続条例施行規則（平成8年福岡県規則第1号。以下「規則」という。）の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

#### （1）改正箇所

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第10条第1項に基づく公聴会の開催等に関する以下の手続について、押印を不要とするもの。

- ・ 公聴会を開催した場合の議事録の作成（規則第6条第1項）
- ・ 協議会における協議を行った場合の協議書（協議書を作成しない場合はその理由書）の作成（規則第6条第3項）

#### （2）改正の理由

規則第6条第1項及び第3項において求められる押印は、実印ではないいわゆる認印も排除されておらず、上記議事録及び協議書（理由書）の真正性担保の意義に乏しいことから、当該押印を廃止したとしても支障は生じないと考えられ、押印の義務付けを廃止するもの。

### 3 施行期日

公布の日